

証券番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

追加被保険者特約条項

(情報通信技術特別約款用)

第1条 (被保険者の追加)

この保険契約の被保険者には、情報通信技術特別約款 (以下「特別約款」といいます。)

第1条 (用語の定義)「被保険者」に規定する者のほか、記名被保険者が行うITユーザー行為に起因して事故が発生した場合に限り、次の者を含みます。

Wework 利用メンバー

第2条 (責任の限度)

当社が支払う保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。

第3条 (普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。